

地下水調査結果

柿崎区直海浜地内の個人宅で市が実施した地下水調査において、有害物質である「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超えて検出されたこと（平成 28 年 8 月 12 日公表済）から、平成 28 年 8 月 15 日（月）、市は汚染の有無や汚染の広がりを確認するため、周辺 6 地点の井戸で地下水調査を実施しました。

その結果、すべての地点において、環境基準値以下でした。

調査結果

[単位：mg/ℓ]

調査物質	調査地点	計量結果	地下水 環境基準値
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	井戸	4.0	10 以下
	井戸	1.5	
	井戸	0.58	
	井戸	1.0	
	井戸	1.2	
	井戸	5.1	

市の対応

- ・「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」による汚染の要因は、農地で用いられる肥料や家畜の糞尿、生活排水と言われています。環境基準を超過した地点周辺に畜産農場は無く、また、その地点は生活排水を適正に処理していることから、このたびの汚染は、農地で用いられる肥料によるものと考えます。
- ・環境基準を超過した地点及び周辺に飲用井戸はありませんでした。
- ・環境基準を超過した井戸について、汚染の経年的な変化を監視するため、来年度から継続して地下水調査を実施します。